解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月二十九日山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

山口県下関市永田本町三丁目四番一七号
学校法人みその学園
清算人　金出　俊行

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年九月三十日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

高知県幡多郡大月町弘見二二一八番地
清算法人大月町春遠土地改良区
清算人代表　野村　昌秀

第四期決算公告

平成二十七年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一七、七三八
固定資産	八〇、九八一
合計	九八、七一九

負債及び純資産の部

流動負債	八〇
固定負債	九〇、〇〇〇
株主資本	八、六三九
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	△一、三六一
その他利益準備金	△一、三六一
（当期純利益）	（四三二）
合計	九八、七一九

平成二十七年十月二十八日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地
株式会社国盛コーポレーション

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市麓山一丁目九四番地、最後の住所福島県郡山市麓山一丁目一二番一五号
被相続人　亡　伊藤　昌幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号
相続財産管理人　弁護士　町田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡矢吹町小松二四三番地、最後の住所福島県西白河郡矢吹町井戸尻二二二番地二〇　被相続人　亡　渡邉　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

福島県白河市明戸一一四番地二
相続財産管理人　弁護士　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市西城南二丁目二三番地二〇、最後の住所栃木県小山市大字横倉新田一七二番地七三　被相続人　亡　髙畠　光美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

栃木県小山市八幡町一丁目一番五号オフィス一一五―二〇二号室　鹿村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鹿村　庸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須烏山市中央一丁目三四九番地三、最後の住所栃木県那須烏山市中央一丁目一三番一〇号　被相続人　亡　萩原　テル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

栃木県宇都宮市滝谷町一一番一四号
相続財産管理人　山口　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字木野目四七二番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　瀬戸　祐助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

埼玉県川越市脇田本町一五―二二　ニューパレスビル別館四階　川越駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市三波川一二五三番地、最後の住所千葉県八街市榎戸四〇七番地一六三　被相続人　亡　中　國之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

事務所千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号春日ＢＬＤ五階秋山慎太郎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市境一丁目一二番、最後の住所東京都武蔵野市境一丁目一二番一号　被相続人　亡　工藤　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区貫井一丁目三四番地、最後の住所川崎市麻生区上麻生三丁目二二番六―七〇七号　被相続人　亡　伊藤　秋義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

川崎市川崎区駅前本町一五番地五　十五番館ビル一〇〇二号室　川崎グリーン法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤幸次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市常国一三三番地、最後の住所千葉県船橋市西船二丁目一七番六―四〇七号　被相続人　亡　松原　良作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

富山県高岡市野村七二四番地野村第一ビル二〇四号　相続財産管理人　山口　敏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市友道七七七番地、最後の住所石川県金沢市御所町一丁目一八二番地　被相続人　亡　佐藤　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

石川県金沢市大手町一五番一一号大手町ハイム四〇三号　中島史雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北村　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪九四三二番地、最後の住所長野県上伊那郡箕輪町大字福与一八三七番地六七　被相続人　亡　原　智夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

長野県伊那市西町五〇四七―三
相続財産管理人　弁護士　唐澤　拓夫